答 申 第 2 0 号 平成13年3月26日

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会 会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について(答申)

平成12年7月31日付け青企調第211号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

アジア冬季競技大会に関する知事レクチャーの概要に係る不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 審査会の結論

青森県知事(以下「実施機関」という。)は、対象となった行政文書を次に掲げる部分を除き開示することが妥当である。

- 1 平成10年6月3日の知事レクチャーの概要の7行目の16文字目から22文字目まで及び24文字目から30文字目までに記録されている職名
- 2 平成10年7月24日の知事レクチャーの概要の26行目に記録されている名字及び 職名(1文字目及び2文字目に記録されている職名を除く。)
- 3 平成10年9月10日の知事レクチャーの概要の18行目の28文字目から19行目 の27文字目までに記録されている情報及び24行目の4文字目から6文字目までに記録されている氏名

第2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成12年6月9日、青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第5条の規定により「アジア冬季競技大会に関する平成10年6月3日の知事レクチャーの概要、平成10年7月24日の知事レクチャーの概要、平成10年9月10日の知事レクチャーの概要及び平成10年9月16日の知事レクチャーの概要」について、行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成10年6月3日の知事レクチャーの概要(以下「本件行政文書1」という。)、平成10年7月24日の知事レクチャーの概要(以下「本件行政文書2」という。)、平成10年9月10日の知事レクチャーの概要(以下「本件行政文書3」という。)及び平成10年9月16日の知事レクチャーの概要

(以下「本件行政文書4」という。)を対象行政文書として特定した上で、これらの行政文書について、条例第7条第6号に該当するとして、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成12年6月22日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成12年7月24日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) 第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件行政文書 1 から本件行政文書 4 までを開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 「中立性が不当に損なわれる」との具体的な根拠は全く示されておらず、条項を拡 大解釈したに過ぎない。
- (2) 条例は県民の「知る権利の尊重」を明記しており、個人情報を除く情報は基本的に全面開示されるべきである。
- (3) 実施機関は、理由説明書で「詳細な不開示理由」とし記しているが、その内容は、 6月22日付けで示された本件処分の決定通知書の「開示しない理由」と変わるとこ ろのない内容で、すでに当方は異議を申し立てている。情報開示を求めた当方と、県 民の知る権利を愚弄する内容である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書 1 から本件行政文書 4 までについて

本件行政文書 1 から本件行政文書 4 までは、それぞれの日に行われた知事レクの結果 を取りまとめた資料である。

2 条例第7条第6号の該当性について

それぞれ知事レクの経過を記載した行政機関内部の協議に関する情報であることから、 知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等 が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるため、開示しないこと としたものであり、機関の内部において対外的に開示されることを前提とせずに意見の 交換をしているものをその後において開示することとすれば、以後、開示されるとの前 提で意見の交換をすることとなり、自由闊達に意見を交換する姿勢は萎縮せざるを得な い。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利に つき定めたものであり(第1条)、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求す る権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」 と定められている(第3条)。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書1から本件行政文書4までについて

本件行政文書1から本件行政文書4までには、平成15年に青森県において開催される第5回アジア冬季競技大会に関する事項について知事に説明をした際の概要が記録されているものと認められる。

- 3 条例第7条第6号の該当性について
 - (1) 条例第7条では、同条第6号に規定する「県の機関、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を

与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものなどがあり、これは、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の場合についても、同様であることから、このような情報は不開示とするというものである。

- (2) そこで、本件行政文書 1 から本件行政文書 4 までに記録されている知事レクチャーの概要について、同号の該当性を検討する。
 - ア 実施機関は、開示しない理由を、知事レクの経過が記載されており、開示することにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるためとしており、機関の内部において対外的に開示されることを前提とせずに意見の交換をしているものをその後において開示することとすれば、以後、開示されるとの前提で意見の交換をすることとなり、自由闊達に意見を交換する姿勢は萎縮せざるを得ないためと主張する。
 - イ しかし、実施機関が不開示としている部分は、知事レクチャーの概要4件に及んでおり、実施機関は、その不開示とした理由を、知事レクの経過が記載されており、公にすることにより、行政内部の自由な意見交換等が妨げられ、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるためとしているが、当該情報のうち、具体的に個々の不開示部分ごとに、これを公にした場合、どうして率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会において個々の不開示部分ごとに審査した結果においても、そのようなおそれがあるとは認められない。
- (3) よって、本件行政文書 1 から本件行政文書 4 までは、同号に該当しない。
- 4 実施機関の主張しない条例第7条第3号及び条例第7条第7号の該当性について

本件行政文書1から本件行政文書3までには、実施機関の主張しない条例第7条第3号又は条例第7条第7号に該当する情報が記録されていると考えられるので、各号の該

当性について検討する。

- (1) 条例第7条第3号の該当性について
 - ア 条例第7条では、同条第3号本文に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とするというものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とするというものである。

- イ そこで、同号に該当すると考えられる以下の部分について、同号の該当性を検討 する。
 - (ア) 本件行政文書 1 の 7 行目の 1 6 文字目から 3 6 文字目までには、職名が含まれている情報が記録されているが、当該職名については、公にされている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるので、当該職名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。
 - (イ) 本件行政文書 2 の 2 6 行目の 3 文字目から 2 7 行目までには、名字及び職名が 含まれている情報が記録されているが、当該名字又は職名については、公にされ ている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること となるものであると認められるので、当該名字及び職名が含まれる当該情報は、 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ る。

- (ウ) 本件行政文書3の24行目の3文字目から25行目までには、氏名が含まれている情報が記録されているが、当該氏名については、特定の個人を識別することができるものであると認められるので、当該氏名が含まれる当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。
- ウ 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「八 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めている。

そこで、上記のイの(ア)から(ウ)までの個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができるものが、同号ただし書イ、ロ又は八に該当するかどうかにつ いて当審査会において審査した結果、そのいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第7号の該当性について

ア 条例第7条では、同条第7号に規定する「県の機関、国の機関又は県以外の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国又は県以外の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ホ 県、国又は県以外の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、県の機関が実施する事務又は事業の中には、公にすることにより、 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものな どがあり、また、これは、国の機関又は県以外の地方公共団体の機関が実施する事 務又は事業についても、同様であるため、このような情報を、不開示とすることと したものである。

- イ そこで、同号に該当すると考えられる本件行政文書3の18行目の28文字目から19行目の27文字目までの部分について、同号の該当性を検討する。
- ウ 当該部分には、団体の人選についての意見が記録されており、当該意見は、特定の団体名に言及しながらその団体について当該人選に関連する評価をしているものと認められるものであるが、人選事務において、このような特定の団体名に言及しながらその団体について当該人選に関連する評価をしている部分を公にすると、当該評価の対象となった団体において誤解を招き、不満を寄せられたりするなどのおそれがあり、将来において同種の人選事務を行う際、特定の団体に対する率直な意見交換を行うことが抑止されることから、適正な人選事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (3) 以上から、本件行政文書1から本件行政文書3までには、条例第7条第3号又は条例第7条第7号に該当する情報が記録されていると認められる。
- 5 条例第8条第1項及び第2項の該当性について
 - (1) 条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。
 - (2) そこで、本件行政文書 1 から本件行政文書 3 までの一部に条例第 7 条第 3 号又は条例第 7 条第 7 号に該当する情報が記録されているので、当該行政文書について、同項の該当性を検討したところ、当該行政文書の構成からして、条例第 7 条第 3 号又は条例第 7 条第 7 号に該当する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができると認められ、また、当該情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められないので、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき、開示しなければならないと判断する。
 - (3) また、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第3号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみ

なして、前項の規定を適用する。」と規定している。

(4) 本件行政文書 1 から本件行政文書 3 までには、上記の 4 の(1)のイの(ア)から(ウ)までのとおり、特定の個人を識別することができる条例第 7 条第 3 号に該当する情報が記録されているので、当該情報について、同項の該当性を検討したところ、当該情報は、当該情報のうち、特定の個人を識別することができる氏名、名字及び職名を除くことにより、公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、当該氏名、名字及び職名を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、条例第 8 条第 1 項の規定を適用し、当該氏名、名字及び職名を除いた部分を開示しなければならないと判断する。

6 結論

以上のとおり、本件行政文書1から本件行政文書3までには、実施機関の主張しない条例第7条第3号又は条例第7条第7号に該当する情報が記録されているので、これらの情報を除き開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

注 本答申中、行数は、情報が記録されている行を上から数えたものであり、文字数は、 記録されている文字(記号及び句読点を含む。)を行の左から数えたものである。

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容					
平成12年7月31日	・実施機関からの諮問書を受理した。					
平成12年8月9日 (第46回審査会)	・審査を行った。					
平成12年8月21日	・実施機関からの理由説明書を受理した。					
平成12年9月6日 (第47回審査会)	・審査を行った。					
平成12年10月13日 (第48回審査会)	・審査を行った。					
平成12年10月16日	・異議申立人からの反論書を受理した。					
平成12年11月7日 (第49回審査会)	・審査を行った。					
平成12年12月4日 (第52回審査会)	・審査を行った。					
平成13年 1 月15日 (第54回審査会)	・審査を行った。					
平成13年2月5日 (第55回審査会)	・審査を行った。					
平成13年3月1日 (第56回審査会)	・実施機関からの意見聴取を行った。 ・審査を行った。					
平成13年3月19日 (第57回審査会)	・審査を行った。					

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏	名	職	名	等	備	考
安藤清		青森中央学院大学経営法学部専任講師				
石田 恒	i久 弁護=	-			会長	
加藤 勝	康 青森2	青森公立大学学長			会長職務代理者	
中村年	春青森ス	;学地域問題	題研究所·	長・教授		
西村 恵	i美子 青森!	!読書団体』	重絡協議:	会会長		